

## 議案第 45 号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部  
を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部  
を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和 31  
年清水町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定に  
かかわらず、同項の規定により算定される額から、令和 3 年 12 月に  
支給された期末手当の額に 305 分の 15 を乗じて得た額を減じた額と  
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。